

生徒心得

生徒は、この生徒心得を実践し、学校の指導に従って本校生徒としての本分を尽くさなければならない。

1 服装等

- 1 服装等は、常に清潔を旨とする。
- 2 制服を变形加工することは禁止する。
- 3 通学には制服を着用する。ただし、学校が指示するときは制服以外を着用することができる。
- 4 所有物には、HR氏名を明記する。
- 5 校舎内では学校指定のスリッパを使用する。
- 6 雨天時、自転車で通学する場合は、カッパを着用する。
- 7 通学に使用するバッグは、華美でないものとする。
- 8 ピアス、イヤリング、指輪、ブレスレット類（ミサンガ含む）などの装飾品、マニキュア、化粧などは禁止する。
- 9 マフラー、手袋、コート及びタイツは、必要に応じて随時着用してもよい。ただし、マフラー、手袋、コートは校舎内では着用しないものとする。いずれの防寒具も学校指定ではないが、コートは黒又は紺の無地ハーフコート、タイツは黒単色厚手のもの、マフラー、手袋は華美でないものとする。

◎ 制服について

式典など学校が指定する時は、ブレザー、ネクタイ（リボン）を着用する。

<上衣>

- ・ブレザー
- ・長袖シャツ（ネクタイ、リボン着用）
- ・半袖開襟シャツ
- ・指定ニットベスト
- ・指定ニットセーター
- ※ベスト、セーターとも、極端にサイズが異なるものを着用しない。

<下衣>

- ・スラックス（黒の華美でない革ベルト着用）
- ・スカート（丈は膝の真ん中）

<その他>

- ・靴下は、紺色靴下とする。長さは13 cm～20 cmのソックス、クルーソックス丈。
- ・靴は、革靴（黒色又は茶色）又は運動靴を着用して登下校する。ただし、サンダル（クロックスタイプを含む草履）は全面禁止とする。
- ・校内では、指定のスリッパを着用する。
- ・インナーシャツは、無地単色で、袖・襟からはみ出さないように着用すること。

◎ 頭髪について

本校生徒としての自覚を持ち清潔、端正な髪型にして、パーマ、染色、脱色、ヘアアイロンなどによる全ての加工を禁止する。また、エクステンションの着用、技巧を凝らした刈り込みなど不自然な髪型は認めない。髭は綺麗に剃ること。

髪の毛をまとめる際のゴムやピンは、飾りのないシンプルなものとする。

2 礼儀

常識ある社会人となるための基礎を培うよう努力するとともに相手の立場を尊重する態度を養う。挨拶、応対、態度、身だしなみ、言葉遣いなど。

3 校内

- 1 生徒は、指定時刻までに登校し、HRに集合する。登校時刻は別に指示する。
- 2 始業時刻から終業時刻まで、原則として校外に出ない。ただし、やむを得ない理由のある場合は、所定の様式にHR担任等の許可を受けて外出する。
- 3 授業中の入退室は、教科担任の許可を得る。
- 4 欠席・遅刻・忌引きの場合は必ず保護者が連絡する。忌引きの日数は原則、以下のとおりとする。
 - ① 父母7日
 - ② 兄弟姉妹3日
 - ③ 祖父母3日
 - ④ 曾祖父母、叔父叔母1日
- 5 遅刻した場合は、職員室でセルフチェックカードを記入、押印を受けて教室に入る。
- 6 早退、欠課をするときは、HR担任等の許可を受ける。
- 7 学校へは必要以上の貴重品を持参しない。(貴重品を持参する必要がある場合は、鍵のかかるロッカーに入れる)
- 8 教室、廊下等では喧嘩な行為をしない。
- 9 許可なく所定外の場所に立ち入らない。
- 10 建物、備品、樹木等を大切に扱う。
- 11 窓ガラス又は器具、学校設備・備品等を破損したときは、直ちにHR担任等に申し出る。事由によっては弁償の責を負う。
- 12 器具、薬品その他校有物を使用するときは、担当教師の許可を受ける。
- 13 拾得物又は紛失物は、速やかに届け出る。
- 14 常に掲示に注意する。
- 15 許可なく団体を組織したり、集会の開催、文書の発行及び掲示、金品の徴収をしてはならない。
- 16 学校又は付近に変わったことがあったときは、速やかに学校職員に報告する。
- 17 19:30 完全下校とする。

4 校外

- 1 校外生活は、常に本校生徒である自覚を持って行動する。
- 2 夜間はみだりに外出しない。外出したときは、午後9時30分までに自宅に帰着する。
- 3 風紀上好ましくないとと思われる娯楽場や飲食店に出入りしない。
- 4 他校の催しなどを見学するときは、原則として制服を着用し、身分証明書を携行する。
- 5 他の社会団体との交渉又は活動に参加する場合は、届け出て、校長の許可を得る。
- 6 男女間の交際は、清純明朗でなければならない。

7 旅行及びキャンプをする場合は、7日前までに所定の用紙で願い出て、許可を得なければならない。

〔許可条件〕

①期間は、原則として2泊3日以内とし、それ以上にわたる場合は保護者が申し出て許可を受ける。

②女子のみの場合は、責任ある引率者を必要とする。

③男女同行の場合は許可しない。

8 アルバイトは原則禁止とする。やむを得ずアルバイトをする場合は、所定の用紙で願い出て、許可を得なければならない。ただし、第1学年1学期終了時までには、全てのアルバイトについて許可しない。又、生徒として好ましくない環境でのアルバイトは、許可しない。

9 外出の際は、必ず身分証明書を携行する。

10 交通法規を守り、違反・事故などを起こさないように細心の注意を払う。

11 生徒の運転免許の取得及び運転は原則禁止する。

5 通学

1 通学の途上では、交通規則を守り、生徒として見苦しい言動をしない。

2 電車、バス等で通学するときは危険な行為や他の乗客に迷惑になるような行動をとらない。

3 通学自転車は標準的な二輪車を使用する。所定の位置にステッカーを貼り、校内では所定の場所に置く。車輪が24インチ未満の自転車、ドロップハンドル、変形ハンドル、1本スタンド等は許可しない。詳細は年度当初の指示に従う。

4 事故が起きたときは、速やかに学校に連絡する。

5 自転車通学を行う生徒は、必ず防犯登録を行うこと。また、安全のためヘルメットを被るよう努めること。令和8年度入学生からヘルメットの所持を義務付ける。

6 任務

1 HR役員及び係員は、責任をもって各自の任務を果たす。

2 掃除当番は、分担区域の掃除をし、戸締まりをして、教師の点検を受ける。

3 清掃用具の保管は、掃除当番の責任とし、次の当番に引き継ぐ。

7 保健衛生

1 学校は公共の場であることを忘れず、常に個人並びに公衆衛生についての配慮を忘れてはならない。

2 個人の健康を維持・増進するために、生活のリズムを乱さないよう、「規則正しい生活」を身につける。身体に不調を感じたら保健相談を利用するなどして、病気の早期発見、早期治療に努め、常に健康維持をはかる。

3 本人が感染症にかかったとき、又はかかっている疑いのあるときは、直ちに医師の診断を受け、速やかに学校に報告し、学校の指示を受ける。

8 試験

- 1 試験は、日頃の実力を十分発揮できるように努め、不正な行為は行わない。
- 2 机の中、横には一切ものを置かない。
- 3 机の上には、筆記用具及び教科で指示されたもののみを置き、筆箱、下敷きは使用しない。
- 4 やむを得ず携帯電話を持参したときは、携帯電話は完全に電源を切り、バッグの中にしまう。バッグは廊下に整頓して置く。
- 5 試験中は如何なる理由があっても他人に物を貸さない。
- 6 試験期間中（試験1週間前から試験最終日まで）及び学期末、成績処理期間中は、許可なく職員室、準備室等に入入りしない。

9 願書届書

- 1 願書、届書は、すべて保護者の署名捺印の上、HR担任等に提出する。
ただし、入室（遅刻）の許可を求める場合は、所定の書式を使用する。
- 2 届を提出しなければならないときは、次のとおりである。
 - (1) 住所、姓名等、身上の変更をしたとき
 - (2) 保護者を変更したとき
 - (3) 下宿するとき
 - (4) その他指示があったとき
- 3 願いを提出しなければならないときは、次のとおりである。
 - (1) 退学するとき
退学しようとするときは、理由を記して願い出る
 - (2) 休学するとき
病気のために休学しようとするときは、医師の診断書を添えて願い出る
休学期間は、3ヵ月以上1年以内とする
 - (3) 復学するとき
医師の診断書を添えて願い出る
 - (4) 転学するとき
転学しようとするときは、理由を記して願い出る
 - (5) 証明（成績、卒業見込、在学、身分）の交付を受けるとき
 - (6) 集会を催すとき
 - (7) 校舎又は校具を借りるとき
 - (8) 旅行するとき
 - (9) アルバイトの許可を受けるとき
 - (10) 3年生が、普通免許の取得の許可を受けるとき
 - (11) その他、本校が必要とするとき

4 証明書交付

- (1) 身分証明書は常に携帯しなければならない。また、これを他人に譲渡したり、貸与したりさせてはならない。
- (2) 新たに身分証明書の交付を受けたとき又は退学等により学籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。
- (3) 証明書（在学、通学）の交付申請をする際は、事務室で証明書交付願又は通学証明書発行願を記入し申請する。
- (4) 学校学生生徒旅客運賃割引証の交付申請をする際は、事務室で旅行許可願（学割発行申込書）を受け取り、申請者印を押印し、担任へ提出する。
学割乗車券は、JR等で片道100kmを超えて利用する場合、運賃が2割引される。使用目的の範囲は下記のとおりとする。
 - (ア) 休暇、所用による帰省
 - (イ) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
 - (ウ) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
 - (エ) 就職または進学のための受験等
 - (オ) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - (カ) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - (キ) 保護者の旅行への随行

事務室で発行する証明書について、当日交付の場合は午前中までに交付願を提出すること。

10 選挙運動、政治的活動

- 1 学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動については全て禁止とする。
- 2 教育活動以外の場における学校の構内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限または禁止とする。
- 3 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、判断し行うこと。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがある。

部活動について

【文化部】

演劇 吹奏楽 和太鼓 美術 ※棋道 文雅（書道班・茶華道班） 家庭 ビジネス実務
コンテンツクリエイト（報道班・文芸班） 環境科学（理科班・園芸班）

【運動部】

陸上競技 水泳 ※男子バレーボール 女子バレーボール 男子バスケットボール
女子バスケットボール 男子サッカー テニス 卓球 女子ソフトボール
※女子バドミントン 剣道 弓道 野球

※令和8年度 男子バレーボール、女子バドミントン、棋道は1学期までの活動とする。